

天王山・淀川 歴史と文化 うるおいのあるまち

広報

おやまざき

3

2012(平成24)年

大迫力の消防訓練

アサヒビール大山崎山荘美術館にて。
〔11ページに関連記事掲載〕

今月の主な内容

- あれから 1年— P 2
- 町職員の給与・定員 P 4
- 森林の所有者届出制度が
4月からスタート P 6
- 高額医療・高額介護合算療養費を支給 P 6
- えいごcaféをオープンします P 7
- 国民健康保険のお知らせ P 7

vol.530

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

変化する大山崎—防災のまとめとこれから—

平成23年3月の震災以降、町で行った防災対策をまとめました。
このほかにも東日本への支援や自主防災組織結成を促す呼びかけの強化、
町内の災害対策強化のため災害対策推進事業を
専門に行う職員を選任するなど、
より積極的な取り組みを開始しました。



避難所の看板を新装

避難所の看板を夜間でも光る蓄光式のものに変更（9カ所10枚）。一時避難場所18カ所の看板や避難誘導看板も、新しいものに取り換えました。

防災倉庫の設置と物資の追加

▼テコ▼ハンマー▼ジャッキ▼スコップ▼バケツを収納した防災倉庫を町内の6カ所に新設。また従来、常備していなかった▼ヘルメット▼軍手▼懐中電灯などを各防災倉庫に追加しました。（防災倉庫は町内18カ所に設置）



備蓄物資の補充

▼食糧約2,000食▼水2ℓ×1,000本▼毛布100枚▼マット100枚を年度内に補充します。毎年補充していますが、今年度以降はさらに強化して行います。

災害時仮設マンホールトイレを設置

町体育館にマンホールトイレ10基を設置。平成24年度以降も、避難所となっている小中学校などにマンホールトイレを設置します。

避難所の耐震化を実施

大山崎小学校、第二大山崎小学校の体育館の耐震化工事を行いました。

出前講座を実施

町の防災担当職員が町内会、自治会や団体の会議などに出向き、防災に関する講座を開きました。平成23年度で9回実施。



広報車に大音量スピーカーを設置

大雨のときでも避難の呼び掛けが聞こえやすいよう、大音量のものを設置しました。

防災避難訓練を実施

2月19日(日)に、字大山崎内で土砂災害の危険がある地域を対象に防災避難訓練を実施。地域住民約90人が参加しました。



激動の2011

平成23年3月11日を境に、私たちは変わらなければならなくなりました。東日本大震災の死者は約1万6千人。3千人以上の方が未だに行方不明となっています。東北地方太平洋沖地震の規模は、日本における観測史上最大のマグニチュード9.0。10mを超える津波が発生し、家や学校、農地、文化財、さまざまなものを飲み込みました。

自宅でニュース速報を見ていた方、仕事場で地震の規模を知った方、帰宅して事態を知り茫然とした方。日本中の人が震災の情報に驚き、恐怖したことを思います。日本は地震の多い国。いつでもどこでもどんな地震が起きるか分かりません。大山崎町も例外ではなく、東南海地震による地震で震度5、有馬・高槻断層による地震では震度7が

想定されています。地震でもし山が崩れたら、液状化が起こったら。大雨で川が氾らんして堤防が決壊したら…。多くの災害から学び、明日来るかもしれない災害から身を守るために「私は大丈夫。」と思わず、押し入れの中にしまっていた防災袋のチェックから、いま一度、始めてみてください。

あれから 1年

問＝総務課総務係
☎956-2101(内324)

お知らせします 町職員の給与・定員

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口(平成22年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
平成22年度	15,336人	5,640,977千円	146,615千円	1,182,531千円	21.0%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数(A)	給与費				一人あたり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成22年度	120人	487,065千円	95,736千円	176,854千円	759,655千円	6,330千円

※職員手当には退職手当を含まない
※職員数は、平成22年4月1日現在

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区分	平成18年4月1日	平成23年4月1日
大山崎町	94.7	(後日、町ホームページに掲載します)
類似団体平均	(後日、町ホームページに掲載します)	
全国町村平均	(後日、町ホームページに掲載します)	

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の、地方公務員の給与水準を示す指数
※類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである

2 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大山崎町	43.9歳	327,903円	404,978円
京都府	(後日、町ホームページに掲載します)		
国	42.3歳	327,205円	—
類似団体	(後日、町ホームページに掲載します)		

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
大山崎町	44.3歳	7人	313,300円	360,457円
うち清掃職員	47.3歳	4人	336,100円	404,325円
京都府	(後日、町ホームページに掲載します)			
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—
類似団体	(後日、町ホームページに掲載します)			

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区分		大山崎町	京都府	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	155,700円	142,300円	—
	中学卒	140,100円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	267,700円	304,200円	331,900円
	高校卒	237,500円	275,300円	310,600円
技能労務職	高校卒	242,100円	270,100円	288,000円
	中学卒	222,000円	254,200円	279,700円

3 一般行政職の級別職員数などの状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師の職務 作業員、管理員、調理師の職務	4人	5.0%
2級	知識、技術又は経験を必要とする主事、技師の職務 技能・経験を必要とする作業員、管理員、調理師の職務	7人	8.8%
3級	主査の職務 主任の職務 作業長、作業次長、総括主任の職務	19人	23.8%
4級	課長補佐、係長の職務 総括主査の職務 技能・経験を必要とする作業長、作業次長、総括主任の職務	30人	37.5%
5級	主幹の職務	5人	6.3%
6級	課長、参事の職務	9人	11.3%
7級	部長の職務 困難な業務を所掌する課長、参事の職務	6人	7.5%

※大山崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

4 職員の主な手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成22年度）

	大山崎町	京都府	国
1人あたり平均支給額	1,467千円	1人あたり平均支給額(後日、町ホームページに掲載します)	—
(平成22年度支給割合)	(平成22年度支給割合)	(平成22年度支給割合)	(平成22年度支給割合)
期末手当	2.60月分	2.60月分	2.60月分
勤勉手当	1.35月分	1.35月分	1.35月分
	(1.45)月分	(1.45)月分	(1.45)月分
	(0.65)月分	(0.65)月分	(0.65)月分
職制上の段階、職務の級などによる加算措置を実施			

※()内は、再任用職員の支給割合

職員の給料などの状況について、そのあらましを公表します。なお、ここで紹介する給与は手取り額ではなく、税金や各種保険料などを差し引く前の額です。詳しくは後日、町ホームページに掲載します。

問＝総務課総務係 ☎956-2101 (内323)

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

	大山崎町	国
自己都合	勤続20年 23.50月分	勤奨・定年 30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
(その他の加算措置)	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
1人あたり平均支給額	20,927千円	—

※退職手当の1人あたり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均

(3) 地域手当（平成23年4月1日現在）

	支給実績(平成22年度決算)	24,892千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(平成22年度決算)	210,949円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	5%	118人	3%

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

	支給実績(平成22年度決算)	6,087千円
支給職員1人あたり平均支給年額(平成22年度決算)	190,219円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度年度)	17.1%	
手当の種類(手当数)	18	

(5) 時間外勤務手当

	支給実績(平成22年度決算)	24,325千円
職員1人あたり平均支給年額(平成22年度決算)	229千円	
支給実績(平成21年度決算)	21,340千円	
職員1人あたり平均支給年額(平成21年決算)	201千円	

5 特別職の報酬などの状況（平成23年4月1日現在）

区分	給料月額など
給料	町長 711,000円(790,000円) (参考)類似団体における最高/最低額
	副町長 631,700円(665,000円)
	(後日、町ホームページに掲載します)
報酬	議長 380,000円
	副議長 315,000円
	議員 290,000円
期末手当	町長・副町長 (平成22年度支給割合) 2.95月分
	議長・副議長・議員 (平成22年度支給割合) 2.95月分
退職手当	(算定方式) (任期毎の手当額)
	町長 給料月額×在職年数×530/100 15,073,200円
副町長 給料月額×在職年数×315/100 7,959,420円	

※給料の()内は、減額措置を行う前の金額
※退職手当の「任期毎の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)務めた場合の退職手当の見込額

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2人	2人		
		総務	25人	25人		
		税務	9人	9人		
		民生	43人	42人	▲1	退職による減
		衛生	15人	14人	▲1	退職による減
		労働	—	—		
		農林水産	1人	1人		
		商工	1人	1人		
		土木	10人	11人	1	業務増
		計	106人	105人	▲1	(参考)人口1万人あたり職員数 68.47人(類似団体の人口1万人あたり職員数は後日、町ホームページに掲載します)
公営企業等会計部門	教育部門	14人	13人	▲1	事務の統廃合縮小	
	消防部門	—	—			
	小計	120人	118人	▲2	(参考)人口1万人あたり職員数 76.94人(類似団体の人口1万人あたり職員数は後日、町ホームページに掲載します)	
	水道	7人	6人	▲1	一律削減	
下水道	3人	3人				
その他	10人	11人	1	業務増		
小計	20人	20人				
合計	140人(246人)	138人(246人)	▲2	(参考)人口1万人あたり職員数 89.98人		

※職員数は教育長を除く一般職に属する職員数
※()内は、条例定数の合計

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）

年齢区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	8人	18人	14人	6人	14人	6人	12人	22人	33人	0人	138人

(3) 平成17年度からの職員数の推移（各年4月1日現在）

職員数(人)	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
公営企業等会計	21人	19人	19人	20人	20人	20人	20人
教育	18人	17人	17人	16人	15人	14人	13人
一般行政	134人	130人	121人	111人	105人	106人	105人

ネイティブスピーカーと英会話を楽しもう! えいごcaféをオープンします

コーヒーや紅茶を飲みながら気軽に英会話を楽しんでください。caféスタッフには、外国人のネイティブスピーカーを招きます。

とき 3月29日 日
①午後1時30分～3時
②午後3時20分～4時50分
ところ 中央公民館別館第1研修室
席数 各回15席
※要予約。先着順
参加費 500円
システム
○1部90分の2部制です
○それぞれのテーブルにcaféスタッフが1人つきます
○コーヒーや紅茶を飲み、お菓子を食べながら英会話を楽しんでください
caféスタッフ
○マイケル・ブレンドン・プライスさん
○日笠ロウエナさん
○ジェニファー・クラフトさん
主催 大山崎町、大山崎町国際交流協会
申込締切 3月23日 日
申込方法 氏名 電話番号 参加を希望する回(①または②)を、電話で左記まで。
問・申込先 総務課秘書広報係 ☎956-2101(内312)

制度が変わります! 森林の所有者届出制度が4月からスタート

森林法が改正されたことで、平成24年4月以降は森林の土地の所有者になった方に市町村長への事後届け出が義務付けられました。

届け出に関する詳細は役場2階経済環境課(21番窓口)までお問い合わせください。

届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方
※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外
※面積に関わらず、取得した土地のある市町村長に届け出なくてはなりません
届出期間 土地の所有者となった日から90日以内
届出事項 届出書に 届出者と前所有者の住所、氏名 届出者が土地の所有者になった年月日 所有権移転の原因 土地の所在場所 面積 土地の用途などを明記し、登記事項証明書(写しでも可) または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面を添付書類として提出してください。

問 経済環境課 ☎956-2101(内255)

医療保険・介護保険のお知らせ 高額医療・高額介護合算療養費を支給

1カ月の医療費と介護サービスの自己負担が高額になった場合、高額療養費、高額介護サービス費としてそれぞれ別々に自己負担の一部を支給されていますが、これに加え、医療費と介護サービスの自己負担の年間の合算額が著しく高額になる場合にも、一定の限度額を超えた金額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

対象世帯 基準日(原則7月31日)時点で同じ医療保険の世帯内で、対象期間内に医療費と介護サービス費の両方の自己負担があった世帯
対象期間 原則、毎年8月～翌7月の12カ月間
注意 1 基準日の翌日から2年を経過すると時効となり、申請できません
対象世帯へのお知らせ
平成22年度分(平成22年8月～平成23年7月)の支給対象となる世帯へは、3月上旬以降に個別にお知らせを送付しますので、申請の手続きをしてください。ただし、次のいずれかに該当する世帯へは、支給対象となる旨のお知らせを送付できない場合があります。支給対象にならないと思われる場合は、お手数ですがお問い合わせください。

○対象期間内に、医療保険または介護保険の異動があった世帯員がいる(他の医療保険から、国民健康保険または後期高齢者医療に移った場合など)

○対象期間内に、医療保険または介護保険の異動があった世帯員がいる(他の医療保険から、国民健康保険または後期高齢者医療に移った場合など)

申請先 基準日時点で加入している医療保険者(国民健康保険、後期高齢者医療など)の窓口
※介護保険の保険者の窓口での手続きも必要となる場合があります

問 町民健康課高齢者福祉・保険医療係 ☎956-2101(内127)

医療費と介護サービスの自己負担合算後の限度額(年額)

区分	後期高齢者医療 +介護保険	国民健康保険 +介護保険 (70～74歳がいる世帯)	国民健康保険 +介護保険 (70歳未満がいる世帯)
		現役並み所得者 (上位所得者)	67万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得者 (住民税非課税)	II	31万円	34万円
	I	19万円	

有効期限を確認してください 国民健康保険のお知らせ

国保への届出を 忘れずに!

春は異動のシーズンです。就職などで職場の健康保険(社会保険)に加入し国保を脱退するときや、退職などで職場の健康保険(社会保険)を脱退し国保に加入するときは、届出が必要です。届出が遅れると、次のようなことが起こる場合がありますので、異動があった日から14日以内に届出をしてください。

○国保脱退の届出が遅れると:
国保の資格がなくなつたあと、国保の被保険者証を使って診療を受けた場合、国保で負担した医療費を返還してもらうこととなります。また、保険料が引き続きかかります
○国保加入の届出が遅れると:
届出までの間の医療費が全額自己負担になるとともに、保険税をさかのぼって納めてもらうことになる場合があります

国民健康保険被保険者証の 一斉更新

高齢受給者証の 一斉更新

現在お持ちの被保険者証の有効期間は、平成24年3月31日までは、4月1日以降に有効な新しい被保険者証は、3月31日までに世帯の被保険者全員分を簡易書留郵便で郵送します。

新しい被保険者証の有効期限 平成26年3月31日
注意 1 次の方は、それぞれ記載している日が有効期限になります
○期限までに75歳に到達(後期高齢者医療制度に加入)する方: 75歳の誕生日の前日
○退職被保険者証をお持ちで、期限までに65歳に到達(一般被保険者証へ移行)する方: 65歳になる誕生日の末日(ただし65歳の誕生日が月の初日の場合、その前月末日まで)

国保に加入している70歳～74歳の方には被保険者証とは別に、高齢受給者証を交付しています。現在お持ちの受給者証の有効期間は平成24年3月31日までのため、4月1日以降にご使用いただく新しい受給者証を、世帯ごとに被保険者証に同封して郵送します。

なお、医療機関窓口での自己負担割合については、2割負担への引き上げ時期が延長され、平成24年度末まで1割負担(現役並み所得者は3割負担)に据え置かれる予定です。

新しい受給者証の有効期限 平成24年7月31日
※4月2日～7月31日に75歳に到達する方の有効期限は、75歳の誕生日の前日

問 町民健康課高齢者福祉・保険医療係 ☎956-2101(内126・121)

図書の貸出・返却時間 平日 10:00~16:45 土日祝 10:00~16:15

3月の月末整理日 3月29日(木)

図書室(公民館内) ☎957-1421

2011 ベストリーダーはコレだ!

今月と来月号は2011年1月~12月の1年間で、たくさん借りられた本を紹介しします。今回は児童書の中から上位5冊を紹介。

児童書は2冊が同率1位でした。「かいけつゾロリ」「アンパンマン」のシリーズが子どもに大人気のようです。

児童書

1 「かいけつゾロリのチョコレートじょう」

原 ゆたか/作・絵 ポプラ社
くじでチョコレートじょうをあてたゾロリたち。景品のお城を取りにいけますが、その途中には、おそろしいワナが...どうなる、ゾロリ!



2 「ナガネギマンとSLマン」

やなせ たかし/原作 フレーベル社
ある日、SLマンは子どもたちとピクニックへ。しかし、パイキンマンが現れます。アンパンマンも駆けつけますが、そのピンチを救ったのはナガネギマン! その正体は...?



- 3位 「かいけつゾロリまもるぜ! きょうりゅうのたまご」 原 ゆたか/作・絵 ポプラ社
- 4位 「かいけつゾロリあついで! ラーメンたいけつ」 原 ゆたか/作・絵 ポプラ社
- 4位 「パタコさんのたんじょうび」 やなせ たかし/原作 フレーベル社

●●●● Smile ●●●●

あんな仲間 こんな仲間

一致団結、ママさんバレー!

vol.52

マウントクラブ

水曜日の夜。町体育館小体育室を覗くと、元気な明るい声で出迎えてくれたのは、発足から30年近く経つというバレーボールクラブの皆さん。現在、部員は13人で、中には妊娠のためお休み中という方も。部員であ



る後藤晴美さんもクラブに参加して14年たつそうですが、途中で出産を経験。「当時は、子どもを連れて練習に来ていました。みんな子育ての経験があるので、練習中も子どもの面倒を見てくれて助かりました。来るときに来たらいいよーという自由な感じがいいですね。どうしても家の事情で行けない! ということもありますし。」とお話を聞いている間にも、家事を終えたママさんたちでしょうか、少しずつメンバーが増えていきました。

3年前にクラブに加入した伊藤は



るかさんは「監督が転勤でいなくなってしまったので、部員だけでもより一層団結しないと!」と思って、真剣に練習しています。今は一つひとつできることが増えていくのが楽しいので、いろいろな技が習得できたらいいなと思います。」と答えてくれました。

現在、部員を大募集中。興味のある方は上田さん ☎951-4396までご連絡ください。

シリーズ 救急救命最前線

救急現場からのメッセージや、救急症例などを紹介します。

心臓疾患とAED

(自動体外式除細動器)

現在、1年間に推計で3~5万人の方が心臓疾患による突然死で亡くなっています。その多くは心室細動(※)と呼ばれる不整脈によって引き起こされます。この心室細動から救命するためには、一刻も早く「強く速く絶え間なくしっかりと心肺蘇生(胸骨圧迫)」を行うことと、AEDで素早く電気ショックを行うことが重要です。

(※) 心臓の筋肉がばらばらに震え、ポンプ機能を果たさず全身に血液を送り出すことができない状態=心停止となる

—素早い対応が救命のカギ

心停止の現場に居合わせた方が直ちに心肺蘇生(胸骨圧迫)を始めると、救命率が2~3倍アップするといわれています。それとは逆に、電気ショックが1分遅れると、救命率が10%低下するともいわれています。

—怖がらずにトライ!

AEDは、初めての人でも簡単に使えるように設計されています。機種によって多少の違いはありますが、ボタンを押す、あるいはフタを開けるなどすると電源が入り、あとは音声で次にするべきことを指示してくれます。電気ショックが必要ない場合、ボタンを押しても電気が流れないので、間違っても大丈夫。でも、いざというとき正しくAEDを使用できるように、救命講習を受講しておくで安心です。

—手軽に確認

インターネットやスマートフォン(iPhoneおよびAndroid)を利用した、AEDの設置場所を掲載した投稿型のホームページがあります。お近くのAED設置場所を確認しておくなど、ぜひ活用してください。

(参考) 日本全国AEDマップ

<http://aedm.jp/>

春の火災予防運動 3月1日(木)~7日(水)

春は空気が乾燥するなど、火災が発生しやすい時期。春の火災予防運動では火災の発生を防ぎ、尊い命と貴重な財産を守るため、住民の皆さんに広く火災予防を呼びかけます。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

- ▼住宅を火災から守るためには、3つの習慣を守ること、4つの防火対策が必要です。少しの注意で、火災を防げます。
- 《3つの習慣》
- ▼寝たばこは絶対やめる
- ▼ストーブは燃えやすいものから離

れた位置で使う
▼ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

《4つの防火対策》

- ▼逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置してください
- ※消防法および乙訓消防組合火災予防条例で、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています
- ▼寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用してください
- ▼火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置してください
- ▼お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくってください

わが家の防火対策

—備えて安心!

住宅防災機器を紹介します!

家の中のさまざまなところに火災の危険性が潜んでいます。例えば、料理中にコンロの火が服に燃えうつる▼タバコの火が布団に燃えうつるなど。火は衣類や寝具などに着火して、あつという間に燃え広がります。平成22年中の住宅火災で亡くなった方のうち、寝具や衣類の着火が原因となった方が20%以上で、一番多くの割合を占めます。火災から身を守るために、身の回りのものは防炎品にしましょう。防炎品とは火が接しても着火しにくく、着火しても燃えにくい製品のこ



とです。▼寝具▼エプロン▼パジャマ▼車・バイクカバーなど、さまざまなものがあります。一定以上の防炎性能があると認定した製品には、左記のラベルが貼付されていますので参考にしてください。

※消防職員が住宅用防災機器を販売することはありません。悪質な訪問販売などには、ご注意ください